



発行 東京都

目次

92

規則

○東京都表彰規則の一部を改正する規則……………（総務局総務部総務課）…

○職員の仕事時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則…

……………（総務局人事部職員支援課）…

規則（教）

○学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則…

○学校職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則の一部を改正する規則…

規則（人）

○任命権者が職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準の一部を改正する規則…

規程（交）

○東京都交通局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程…

規程（水）

○東京都水道局職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程…

規程（下水）

○東京都下水道局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程…

規則

東京都表彰規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十七年十二月二十五日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第二百四号

東京都表彰規則の一部を改正する規則

東京都表彰規則（昭和四十七年東京都規則第七十四号）の一部を次のように改正する。

第十三条中「総務局総務部総務課長」を「総務局総務部人事担当課長」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、知事が必要があると認めるときは、知事が別に定める課長等（東京都組織規程第十一条第一項に規定する課長又は同条第二項に規定する担当課長をいう。）が整理の上、提出することができる。

附則

この規則は、平成二十八年一月一日から施行する。

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十七年十二月二十五日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第二百五号

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成七年東京都規則第五十五号）の一部を次のように改正する。

第十八条第二項中「二回まで」及び「合計」を削る。
第二十八条中「から第十八条の二まで」を、「第十八条の二」に改める。

附則

- 1 この規則は、平成二十八年一月一日から施行する。
- 2 この規則による改正後の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に承認を受けた妊娠症状対応休暇について適用し、同日前に承認を受けた妊娠症状対応休暇については、なお従前の例による。

規則(教)

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十七年十二月二十五日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第五十九号

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成七年東京都教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第十九条第二項中「二回まで」及び「合計」を削る。

第二十九条中「から第十九条の二まで」を、「第十九条の二」に改める。

附則

- 1 この規則は、平成二十八年一月一日から施行する。
- 2 この規則による改正後の学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に承認を受けた妊娠症状対応休暇について適用し、同日前に承認を受けた妊娠症状対応休暇については、なお従前の例による。

学校職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十七年十二月二十五日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第六十号

学校職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則（昭和三十一年東京都教育委員会規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表第六号中「場合」の下に「（元気を回復し、相互の緊密度を高め、勤務能率の増進に資する目的をもって職員の所属が主催する行事に参加する場合を除く。）」を加える。

附則

この規則は、平成二十八年一月一日から施行する。

規則(人)

任命権者が職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準の一部を改正する規則を公布する。

平成二十七年十二月二十五日

東京都人事委員会

●東京都人事委員会規則第二十六号

任命権者が職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準の一部を改正する規則

任命権者が職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準（昭和二十七年東京都人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第六号中「場合」の下に「（元気を回復し、相互の緊密度を高め、勤務能率の増進に資する目的をもって職員の所属が主催する行事に参加する場合を除く。）」を加える。

附則

この規則は、平成二十八年一月一日から施行する。

規程(交)

●交通局規程第八十四号

東京都交通局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十七年十二月二十五日

東京都交通局長 塩 見 清 仁

東京都交通局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程

東京都交通局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程（平成七年交通局規程第十四号）の一部を次のように改正する。

第十七条第二項中「二回まで」及び「合計」を削る。

第二十八条中「から第十七条の二まで」を「、第十七条の二」に改める。

附 則

1 この規程は、平成二十八年一月一日から施行する。

2 この規程による改正後の東京都交通局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の規定は、この規程の施行の日以後に承認を受けた妊娠症状対応休暇について適用し、同日前に承認を受けた妊娠症状対応休暇については、なお従前の例による。

規 程（水）

●東京都水道局管理規程第六十号

東京都水道局職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十七年十二月二十五日

東京都水道局長 醍 醐 勇 司

東京都水道局職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程

東京都水道局職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程（平成七年東京都水道局管理規程第四号）の一部を次のように改正する。

第二十二條第二項中「二回まで」及び「合計」を削る。

第三十三條中「から第二十二條の二まで」を「、第二十二條の二」に改める。

附 則

1 この規程は、平成二十八年一月一日から施行する。

2 この規程による改正後の東京都水道局職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の規定は、この規程の施行の日以後に承認を受けた妊娠症状対応休暇について適用し、同日前に承認を受けた妊娠症状対応休暇については、なお従前の例による。

規 程（下水）

●東京都下水道局管理規程第五十一号

東京都下水道局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十七年十二月二十五日

東京都下水道局長 石 原 清 次

東京都下水道局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程

東京都下水道局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程（平成七年東京都下水道局管理規程第二号）の一部を次のように改正する。

第二十二條第二項中「二回まで」及び「合計」を削る。

第三十二條中「から第二十二條の二まで」を「、第二十二條の二」に改める。

附 則

1 この規程は、平成二十八年一月一日から施行する。

2 この規程による改正後の東京都下水道局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の規定は、この規程の施行の日以後に承認を受けた妊娠症状対応休暇について適用し、同日前に承認を受けた妊娠症状対応休暇については、なお従前の例による。

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む) 三〇円

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七
 号
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001